

参 考 资 料

圏域地对協・団体等からの提案

新再生計画の策定に当たって、各圏域に設置されている地域保健対策協議会及び大学、関係団体等から提案を求めた結果、次のとおり提案があった。

これらの提案については、地域医療再生計画推進委員会において事業内容を検討・精査・整理のうえ、新再生計画案に反映させた。

| 提案者・事業者 | 提 案 内 容 | 整理の方向 |
|---------------------------|---|--|
| 県医師会, 県病院協会, 呉圏域, 福山・府中圏域 | 医療情報ネットワークの構築による患者診療情報の共有基盤整備 | 事業内容, 参加医療機関の見込等を精査し, 計画対象事業として整理 |
| 県放射線技師会 | 画像連携を行う医療機関のネットワーク化, 患者の放射線被曝管理のためのシステム導入 | 医療情報ネットワーク基盤整備に併せて整理 |
| 県薬剤師会 | 地域医療支援薬局, 医薬品情報部門, 検査部門, 研修部門を備えた総合支援センターを整備 | 関係団体等による県民への情報提供事業として計画対象事業に整理 |
| 県 | 感染症中央情報センターを整備するとともに, 第1種及び第2種感染症指定医療機関を整備 | 感染症対策に加え, 非感染性疾患も含めた, 疫学調査・研究の実施など, 事業内容を整理して計画対象事業として整理 |
| 府中地区医師会 | 県民の健康増進, 疾病予防に向けて全県的な疫学調査を継続的に行うシステムを構築 | |
| 呉圏域 | 感染症指定医療機関の設置促進 | |
| 県医師会 | 感染症予防対策に向けた協力病院等の整備 | 災害等非常時への対応も含めて検討し, 計画対象事業として整理 |
| 県 | ドクターヘリの導入にかかる格納庫整備 | 関係者と調整し, 計画対象事業として整理 |
| 広島大学病院 | 広島大学病院に小児集中治療室 (P I C U) を設置 | 事業内容を精査し計画対象事業として整理 |
| 県 広島大学 | 放射線治療の水準向上に向けて調査研究や人材育成等を行う寄附講座を開設 | 広島大学等関係者と調整し計画対象事業として整理 |
| 公立みつぎ総合病院, 県国民健康保険診療施設協議会 | 公立みつぎ総合病院の病棟再編 (回復期リハ病床整備) と合わせ, 県リハビリテーション支援センターとしての支援機能・体制を拡充 | 脳卒中対策にかかる地域リハビリテーション研修体制強化に向けた事業内容について, 計画対象事業として整理 |
| 広島大学病院 | 広島大学心不全センターを中心として圏域に拠点施設を整備し, 多職種による医療連携体制を構築 | 心不全対策として, 関係医療機関との連携や人材教育体制等の内容を調整し計画対象事業として整理 |

| 提案者・事業者 | 事業内容 | 整理の方向 |
|------------------|---|--|
| 県 | 各医療・介護関係職種が共同して疾病別・地域別マニュアル作成などの調査研究やモデル事業を実施 | チームケア体制の推進について、関係団体等と事業内容を調整し計画対象事業として整理 |
| 県理学療法士会 | 脊髄損傷患者のリハビリ体制整備に向けて広島市や県リハビリセンター等の医療スタッフ増強などの機能強化を実施 | チームケア体制全体を検討する中で対応を整理 |
| 県臨床心理士会 | うつ病患者等の心理的ケアを必要とする人への早期対応に向けて、拠点病院に臨床心理士を配置し地域精神保健医療連携システムを構築 | H22.3 策定の「自殺対策推進計画」の中で取組みを推進 |
| 県・広島大学 | 広島大学と連携した大学院生などの非常勤医師派遣システムの構築 | 広島大学病院等関係者と事業内容を調整の上、計画対象事業に整理 |
| 県看護協会 | がん診療連携拠点病院，周産期母子医療センター，救急医療機関における認定看護師育成を支援 | 中小病院等における看護師確保支援等事業内容を整理の上、計画対象事業として整理 |
| 県看護協会 | 看護職員の離職防止，再就業支援に向けたナースセンター事業の充実・強化 | 事業内容や運営体制等を調整の上、計画対象事業として整理 |
| 県病院協会 | 地域医療総合支援センター内に看護師を主としてコメディカルの確保・充足に向けた専門組織を設置し実態把握や個別相談等を実施 | 上記事業と合わせて対応することとして整理 |
| 国立病院機構中四国ブロック事務所 | 呉医療センター，福山医療センター，広島西医療センターを拠点とし，医療従事者に対する実務的な研修を実施 | 県全体における役割・位置付けや，既存の研修事業等との関係整理に基づき対象外事業として整理 |
| 県 | 医師不足の現状を把握し，地域別・診療科別の適正配置を推進するため，調査・分析を実施 | 必要なデータの収集，検討の方向性等について関係者と調整し計画対象事業として整理 |
| 庄原赤十字病院 | 医療機器等を搭載し無医地区を巡回する診療バスを整備(大規模災害時にも移動診療所として活用) | 関係市町等と整備・運営体制等を調整の上、計画対象事業に整理 |
| 済生会 | 済生丸に搭載する検診用医療機器の整備（関係4県共同事業） | 関係3県と調整の上、計画対象事業として整理 |

策定指針・委員会関連

広島県地域医療再生計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県地域医療再生計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の円滑な推進等を行うため、広島県地域医療再生計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業) 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) その他、計画の推進に必要な事項に関すること。

(委員会の運営)

第2条 委員会の委員は、別表に定める機関の者とする。

- 2 委員の任期は平成23年3月31日までとし、必要に応じて任期の延長を行う。
- 3 委員に欠員が生じた場合又は増員がある場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員会には次の役員を置き、役員は委員の互選により決定する。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、これを主宰する。
- 6 委員長が委員会を開催することが困難な状況にある場合は、副委員長が委員長に代わり会議を開催する。
- 7 委員長は、必要があると認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させることができる。
- 8 委員会は、必要に応じて部会を設置できるものとし、その運営については、委員会が別途定めるところによるものとする。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は、広島県健康福祉局保健医療部医療政策課に置く。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月2日から施行する。

(別表)

| 機 関 名 |
|-----------------|
| 全国自治体病院協議会広島県支部 |
| 広島県医師会 |
| 広島県医療審議会 |
| 広島県看護協会 |
| 広島県歯科医師会 |
| 広島県病院協会 |
| 広島県保健所長会 |
| 広島県薬剤師会 |
| 広島大学大学院医歯薬総合研究科 |
| 広島県 |

広島県地域医療再生計画推進委員会 委員名簿

平成 23 年 6 月現在

| 氏名 | 所属 | 職名 |
|----------|------------|---------------|
| 青山 喬 | 広島県病院協会 | 会長 |
| 荒川 信介 | 広島県歯科医師会 | 専務理事 |
| 板谷 美智子 | 広島県看護協会 | 会長 |
| ○ 碓井 静照 | 広島県医師会 | 会長 |
| 栗原 正雄 | 全国自治体病院協議会 | 広島県支部長 |
| 小林 正夫 | 広島大学大学院 | 医歯薬学総合研究科長 |
| 佐々木 昌弘 | 広島県 | 健康福祉局長 |
| 近末 文彦 | 広島県保健所長会 | 会長 |
| 檜谷 義美 | 広島県医師会 | 副会長 |
| 平川 勝洋 | 広島大学大学院 | 医歯薬学総合研究科教授 |
| (茶山 一彰) | (広島大学大学院) | (医歯薬学総合研究科教授) |
| 前田 泰則 | 広島県薬剤師会 | 会長 |
| ◎ 松浦 雄一郎 | 広島県医療審議会 | 会長 |

(50 音順)

◎/委員長 ○/副委員長 () は平成 23 年 3 月まで

地域医療再生計画作成指針

第1 地域医療再生計画作成の趣旨

国としては、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとしたところである。

国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、地域の医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会。以下「医師会等関係団体」という。）、市町村等の関係者の意見を聴いた上で、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位（三次医療圏）の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画（以下「地域医療再生計画」という。）を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。

本指針は、都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。

第2 地域医療再生計画の作成

1 総論

地域医療再生計画の内容については、都道府県において、本作成指針に即し、かつ、都道府県（三次医療圏）における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに医療審議会又は医療対策協議会等の意見を聴き、それぞれの地域の実情に応じて定めるものとする。地域医療再生計画においては、個々の医療機関が直面する課題を解決することだけでなく、地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とする。

また、地域医療再生計画においては、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。

さらに、地域医療再生計画の終了後においては、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充と、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化による急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる連携体制の強化など都道府県（三次医療圏）における医療提供体制など、医療に関する課題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるよう留意する。地域医療再生計画の終了後において、地域における医療の継続的な確保に支障が生ずるこ

とのないよう留意する。

なお、2において地域医療再生計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。

2 記載事項

次の事項については、地域医療再生計画に記載するものとする。

(1) 地域医療再生計画において対象とする地域の範囲

地域医療再生計画においては、都道府県単位（三次医療圏）を対象として定める。

(2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日

地域医療再生計画の期間については、平成25年度末までの4年間以内とする。

(3) (1)の地域における医療に関する現状の分析

地域における医療に関する現状の分析をするに当たっては、医療に関する需要、必要な医師数などにつき、可能な限り定量的な分析を行う。

また、地域における医療に関する課題が明らかとなるよう留意する。

(4) (1)の地域において解決すべき医療に関する課題

(5) 地域医療再生計画の期間の終了日までの間に(1)の地域において達成すべき医療に関する目標

(1)の地域における医療提供体制の在り方に関して、地域医療再生計画を実施することにより達成する全体的な目標（以下「大目標」という。）を定める。

あわせて、大目標の達成状況を把握・評価するため、大目標に関連する指標について数値目標を定める。

数値目標の設定に当たっては、必要な医師数、救急搬送に要する時間などにつき、可能な限り、具体的かつ定量的な目標を設定する。

数値目標については、年度ごとの事業計画においてそれぞれの達成すべき目標を定める。

(6) (5)の目標を達成するために行う事業の内容

地域医療再生計画においては、対象とする地域における実情に応じて、当該地域の医療課題を解決するために必要な事業について定める。例えば、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充や、これら医療機関と連携する急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を持つ医療機関、二次救急医療機関などの地域の医療機関の機能強化、地域医療を担う人材の育成等の事業を定めるものとする。

その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業が地域医療再生臨時特例交付金の対象となるようにすることとする。

地域医療再生計画においては、既に実施している国庫補助対象事業を定めても差し支えない。ただし、これらの事業は、地域医療再生臨時特例交付金の対象とはならない。なお、国庫補助の対象となる事業を新規に実施し、又は、拡充する

場合であっても、当該国庫補助を優先的に活用する。

(7) (6)の事業を実施するに当たって必要な経費（経費に係る財源を含む。）

経費の積算に当たっては、費用を可能な限り抑制するため、適正な価格を用いて行う。

また、既に実施している国庫補助事業における国以外の負担分について、本交付金を充当することはできない。既に実施している地方単独事業についても同様とする。

さらに、継続的に実施することが必要な事業については、地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなった後においても引き続き実施されるよう、地域医療再生計画の期間中においても一部は都道府県又は市町村が負担するなど、費用負担の在り方に留意する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第5条において、地方公共団体は、国、独立行政法人、国立大学法人等に対し、原則として、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出してはならないこととされているので留意する。

ただし、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が当該研究開発等（当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。）の実施に要する経費等を負担しようとする場合（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）附則第4条第7号）、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が当該医療の提供に要する費用等を負担しようとする場合（同条第8号）等であって、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得たものは例外とされている。

(8) 地域医療再生計画の終了後に実施する必要があると見込まれる事業

地域医療再生計画の終了後において、(5)に掲げる目標を引き続き達成するために実施する必要があると見込まれる事業につき、事業継続性を明確にして、その内容及び経費を記載する。

3 地域医療再生計画作成等に係る手順

都道府県が地域医療再生計画を作成する際、全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

- (1) 地域医療再生計画（案）を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 都道府県（三次医療圏）における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村の関係者等に対して意見を聴取。
- (4) 都道府県（三次医療圏）において直面する医療に関する課題を解決するための具体的方策及び目標等を検討。

- (5) 都道府県（三次医療圏）における課題を解決するための事業の内容についての検討。
- (6) 以上の検討を踏まえて地域医療再生計画（案）の作成。これまでに厚生労働省に随時相談
- (7) 地域医療再生計画（案）について都道府県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (8) 地域医療再生計画（案）並びに様式1及び様式2の厚生労働省への提出。
- (9) 地域医療再生計画に係る有識者協議会（以下「有識者会議」という。）において地域医療再生計画（案）の評価を行い、その評価結果を踏まえ地域医療再生基金の加算額等を決定する。
- (10) 厚生労働省から都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付額を内示。
- (11) 地域医療再生計画を決定。

4 医療計画等との関係

地域医療再生計画の作成に当たっては、都道府県医療計画その他都道府県が定める関係計画の内容と調和が保たれるよう必要に応じて都道府県医療計画を見直す。また、公立病院改革プラン及び各都道府県において策定された「再編・ネットワーク化に関する計画・構想等」（「公立病院改革ガイドラインについて（通知）」（平成19年12月24日総経第134号総務省自治財政局長通知）を踏まえて作成されるものをいう。）との整合性について留意する。

第3 地域医療再生計画の推進等

1 地域医療再生計画の推進体制

地域医療再生計画の推進体制については、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民との情報の交換や都道府県医療審議会又は医療対策協議会を活用するなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。また、平成25年度末までの年度計画に基づき、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整える。

2 地域医療再生計画の達成状況の評価等

地域医療再生計画に定める事業に関して、毎年度、当該目標の達成状況を評価し、実績報告を作成する。その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会からも必要に応じて意見を聴取するものとする。

地域医療再生計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、次年度以降の地域医療再生計画に係る事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成22年度から平成23年度までの実績については、有識者会議に報告し、技術的助言を含めた意見を聴くものとする。

3 地域医療再生計画の変更

評価の結果に基づき、地域医療再生計画における大目標を達成するために必要があると認める場合、地域医療再生計画の変更を行うことができる。

地域医療再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県（三次医療圏）における地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取する。

都道府県は、地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けている場合であって、地域医療再生計画を変更しようとするときは、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更（軽微な変更を除く。）を承認する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。

第4 その他

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項については、別紙1のとおりであるので参考とする。

また、地域医療再生計画の内容としては、別紙2の例示が考えられるので、併せて参考とする。

(別紙1)

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項

1 地域医療再生計画の記載事項

(1) 必要事項の記載

- ・ 必要な記載事項はすべて記載すること。
- ・ 計画期間は平成25年度末までに終了すること。
- ・ 対象地域は、都道府県（三次医療圏）を対象とすること。

(2) 計画の論理性

- ・ 現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業は、それぞれ、適正に検討すること。
- ・ 現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業が一貫したものとすること。

(3) 計画の適正性

- ・ 定量的な現状分析をすること。
- ・ 地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とすること。
- ・ 計画期間の終了後において、地域において医療が継続的に提供される体制が確保されることが見込まれるようにすること。
- ・ 定量的な目標を定めること。
- ・ 病院病床の機能分化について、適切な目標を設定すること。
- ・ 高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の連携強化について、適切な目標を設定すること。
- ・ 地域医療を担う人材育成事業について、適切な目標を設定すること。
- ・ 必要性の低い事業は含まないこと。
- ・ 特定の医療機関の整備や高額医療機器の購入に偏ることなく、地域にとって必要で公益性の高い事業とすること。
- ・ 交付の条件をクリアしていること。

(4) 他の計画等との調和

- ・ 医療計画その他都道府県が定める関係計画との調和を図ること。
- ・ 公立病院改革プラン等との調和を図ること。

2 地域医療再生計画の作成手順

- ・ 都道府県（三次医療圏）における官民を問わない幅広い医療機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）、市町村等の関係者及び地域住民に対して意見を聴取すること。

3 地域医療再生計画に定める事業に係る経費の積算

- 妥当な単価により積算すること。
- 過度の施設又は設備の整備を行わないこと。
- 借入を行う場合、借入金は返済可能な範囲とすること。
- 既の実施していた国庫補助事業における県等の負担分について、本交付金を振り替えて充当しないこと。
- 地方公共団体から国立大学法人、独立行政法人等に対して、補助金等の支出を行う場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める要件（県負担がある場合の総務大臣の同意等）を満たすこと。

広島県健康福祉局医療政策課

平成23（2011）年11月

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL（082）513-3065
